

2020年5月29日

No. 20-157

株式会社 伊予銀行

「いよエバーグリーン農業応援ファンド2号」の業務を開始します！

～ 日本政策金融公庫と共同出資で農業法人をサポート～

株式会社伊予銀行（頭取 三好 賢治）は、日本政策金融公庫の出資を受け「いよエバーグリーン農業応援ファンド2号」の業務を開始いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

このファンドは、2014年に業務を開始した「いよエバーグリーン農業応援ファンド」の後継となるもので、国が農業法人の自己資本充実を支援するため実施している農業法人投資育成事業に基づき意欲的な農業法人に対して投資業務を行います。

当行はこれまでファンドからの成長資金の提供を通して規模拡大や6次化、高付加価値化に取り組む農業法人を支援してまいりましたが、ファンドの活用によって引き続き農業の事業化を積極的に推進してまいります。

記

いよエバーグリーン農業応援ファンド2号

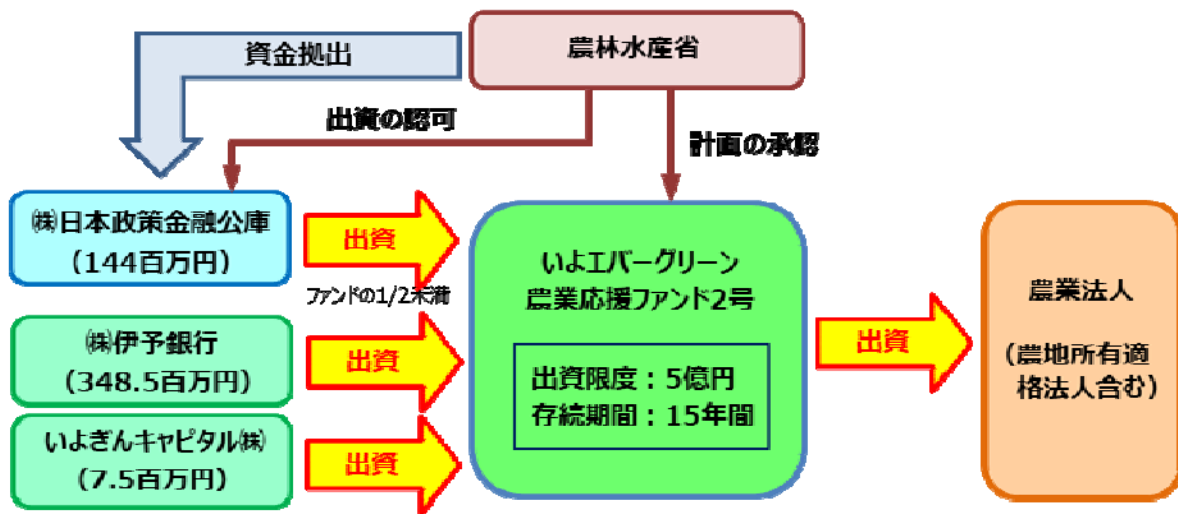
項目	内容
開始日	2020年5月28日（木）
組成額	5億円
設立形態	投資事業有限責任組合
出資金額	・当行：348.5百万円 ・いよぎんキャピタル(株)：7.5百万円 ・(株)日本政策金融公庫：144.0百万円
投資期間	最長15年間
出資対象	・認定農業者（なることが確実である農業者も含む） ・出資により取得するのが議決権株式の場合、出資後の総株主の議決権の50%まで出資できます。 ・出資先が農地所有適格法人の場合、議決権割合は50%未満です。
使 途	・農業法人の経営の安定化に資するもので制度の目的に沿うものであれば用途は問いません。 ・農業法人の財務基盤の強化、規模拡大のための投資資金としてのご利用のほか、農業経営の自律的成長に資する目的であれば広範囲にご活用いただけます。

「農業法人投資育成事業」

「農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」に基づき、規模拡大等に意欲的に取り組む農業法人の株式等を取得・保有し、経営又は技術の指導を行う事業です。従来、同法に基づいて農業法人に出資を行うことができる投資主体は株式会社のみでしたが、2013年12月の法改正により、投資主体に投資事業有限責任組合が追加されました。

以上

投資スキーム



ファンド活用のメリット

- ・借入と異なり、利息支払いや約定返済がありません。そのため収益を上げるのに長期間を要するなど借入金だけでは難しい投資も出資金を組み合わせれば可能になります。
- ・公的な性格を有する日本公庫が参加するファンドが株主となりますので、出資受け入れにより対外的な信用力の向上が期待できます。
- ・出資受け入れにより自己資本比率が向上しますので、金融機関や信用調査機関の評価が改善することが期待できます。
- ・本ファンドは出資先農業法人の自主性を極力尊重いたしますので、安定株主として経営者のよきパートナーとなります。

以 上